

有道会綱領

- 一、宗憲の精神に則り、愛宗護法、兩大本山、特に祖山護持の道念にもとづき、宗団の和合と興隆に尽瘁する。
- 二、広く宗門人の与望に応え、宗政の刷新、進展に邁進する。
- 三、常に本宗の使命達成のため、その発揚具現に挺身する。

有道

2024.3 NO.108

題 字 大本山永平寺八十世
南澤道人大禪師猥下 御染筆
発行 有道会
東京都港区芝2-5-20 田中ビル2階
発行人 服部秀世

第143回曹洞宗通常宗議会

第143回曹洞宗通常宗議会
開会式
洞門耆宿会群賢
護法愛宗心意堅
一性献香開議事
懇懇為報而尊前
恭惟先師高僧曹洞宗通常宗議
開会之令辰 謹而祝
一佛兩祖真前 佛香華燭湯茶
嚴密如慈雲調終 前集殊勳末
大恩教主本師釋迦牟尼高祖而大
正當和合慈悲端尚 世荷法言
春寒入骨今何在 宗議宗量事理全
名連 啓



管長就任式
甲辰二月洞家庭
宗務枉機曾所經
一佛兩尊香献上
萬邦和樂禱安寧
慈悲容納

教示



第143回通常宗議会の開会に先立ちまして、本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により、犠牲となられた方がたとご遺族に対し、深く哀悼の意を表します。また、長い避難生活を強いられている罹災者の方がたに、衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い救援と1日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。

本日ここに、議員各位一堂に会し、謹んで一仏兩祖の炳鑑を仰ぎ、正法の興隆と宗運の恢弘について、方策を議し得ますことは、誠に意義深いことですが、今この瞬間も被災地に暮らす方がたは、悲境にあって呻吟されていることを忘れてはなりません。

本的な人権や命の尊厳が踏みにじられておりますことに、断腸の思いを禁じ得ません。

斯様な現下、仏に生きる者として、人心の安寧と世界平和に資するため、私たちはより一層の慈悲と寛容の実践に努めなければなりません。宗門人一人ひとりが、被災地の方がたの悲しみや苦悩に寄り添い、罹災者の救援と被災寺院の復興を支えるとともに、恒久的な世界の平和を願って菩薩行に専心されますことを、切に希求いたします。

宗門においては、本年4月大本山總持寺において、大本山總持寺開山太祖瑩山紹瑾禪師700回大遠忌の本法要が執り行われます。法孫一同、この得難き勝縁に拳宗一致し、報恩の赤誠を尽くされんことを願います。

今次宗議会では、令和6年度の予算並びに諸案件が上程されます。議員各位におかれましては、被災地への支援を含め、寺院を取り巻く諸課題に対峙されながら慎重に審議を尽くされ、全宗門の負託に応え協賛の任を果たされますよう冀い、教示いたします。

令和6年2月19日

曹洞宗管長 南澤 道人

答辞

南澤道人管長猥下におかれましては、本年1月22日、曹洞宗宗憲第20条で定めるところによりまして、管長の職にご就任いただき無事、管長就任式が厳修され、大慶至極に存じ、法幸の極みであります。

また今次、第143回曹洞宗通常宗議会の開会式をご親修賜り、ご懇篤なるご教示を諭しいただき、宗議会議員を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

この度の令和6年能登半島地震により、尊い命を失われた方々に、深く哀悼の意を表しますとともに、罹災された皆さまに衷心よりお見舞い申し上げ、被災地の1日でも早く復旧復興が実現されますことを心よりお祈り申し上げます。

管長猥下のご教示の中で、仏に生きる者として、人心の安寧と世界平和に資するため、私たちはより一層の慈悲と寛容の実践に努めなければなりませんとお示しをいただいております。

管長猥下の教旨を体し、その教えを守り、人びとの悲しみや苦悩に寄り添い、社会とともに歩んでいかなくてはなりません。

本年は、愈々、大本山總持寺開山太祖瑩山紹瑾禪師700回大遠忌の正当の年となり、4月には本法要が予定されております。瑩山禪師の勝縁に、我々議員一同率先して全宗門人の力を結集し、報恩の誠をささげたく存じます。

今次宗議会におきましては、宗門の議決機関として与えられた責務の大きさを噛みしめ、被災地への支援を含め、上程されます諸案件については十分な審議を尽くし、全宗門人と社会の信託に報いる所存であります。

結びに、管長猥下、紫雲臺猥下の福寿無量と、兩大本山の興隆発展を衷心よりご祈念申し上げ、答辞いたします。

令和6年2月19日

宗議会議長 浅川 信隆



令和6年能登半島地震視察報告

総務部長 松原 道一

令和2年より3年余り続いたコロナ禍も漸く収束に向かい、世の中の往来が自由になったと思われた矢先の、令和6年元日の夕刻に起きた《令和6年能登半島地震》には大きな衝撃を受けました。

新年早々、この未曾有の災害に遭われ尊い生命を無くされた多くの方々の御冥福をお祈り申し上げますと共に、甚大なる被害を被られました皆様方に、衷心よりお見舞いを申し上げます。

災害は時と場所を選ばずと申しますが、コロナ禍も明け親族が久しぶりに集まった元日の夕刻、里帰りをしていた子供や孫たちと楽しい団欒の時を迎えるはずであった時に起きたこの地震により、240余名の方が亡くなられ、テレビなどの被災報道に触れるたびに心が痛みます。

宗門においても寺院を始め檀信徒のご家庭において、能登半島を中心に石川県や富山県や新潟県宗務所から次々と被害の報告が寄せられています。多数の寺院や檀信徒の家が全壊や半壊・液状化現象の為に、寺院活動や今までの生活が出来ない状況が続いております。ライフラインである水道や電気も未だに復旧していない地域も沢山あり、多くの方が不自由な避難生活を余儀なくされています。一日も早い復旧と、従来の生活に戻れることを念願致します。

近年、能登半島では地震が多発しており、17年前の平成19年に大きな地震被害を受けて耐震工事が施された門前町の總持寺祖院でも大きな被害を受けました。平成18年10月に第24選挙区宗議会議員に当選した小衾も、平成19年の被災後に祖院を始め能登地区被災寺院のお見舞いに寄せて頂きました。

今回の地震発災後も、服部宗務総長の指示で1月18日から19日にかけて石川県宗務所に寄って現状を聞き、門前の總持寺祖院、七尾市の寺院などの被災地の視察に参りました。

その視察で感じたことは、平成19年、令和5年の地震と違い地盤の沈下や隆起により道路を始め住宅地の地割れが激しいことでした。船が発着をする場所が陸になっていたり、今まで海中にあった岩が陸上に浮き出ているのを、海岸線を走りながら目にしました。

今年は、大本山總持寺をお開きになった瑩山紹瑾禪師700回大遠忌正当の年ですが、思えば昨年6月に祖院での予修法要や、北信越管区集會に宗務総長と共に管区集會の担当部長として参加し、復興事業が円成した祖院の伽藍で石附周行紫雲台猊下御親修の下、厳かに予修法要などが営まれ、復興の喜びを共有したところでありました。それから僅か7か月後に起きた今回の地震において、その喜びも無に帰してしまい誠に残念でなりません。前回の地震から漸く立ち直った祖院の門前の商店街も壊滅的な被害を受けておられ、将来の復興が危惧される場所です。

世界で起きる地震の20%は日本で起きていると言われます。平成に入って以来36年間においても、毎年のように大きな地震が起きております。更に、地球温暖化によると思われる水害や旱魃・山火事などの自然災害も世界中で多発し、人類が齎した地球環境の悪化には歯止めがかかりません。

このような時代において寺院は勿論、各家庭においても自然災害における備えは必要不可欠のものと痛感する次第です。宗門においても、首都直下型地震や南海トラフ地震など、万が一の大災害に対する心がけやライフラインへの備えが必要であります。

この度の地震災害に遭われた地域の皆様方の一日も早い復興を衷心より祈念申し上げます。

○この度の震災に対する義援金勧募の方針について

1、災害対策費と義援金の区別について

宗務所、青年会、SVAなどの活動支援金は災害対策費より支出。義援金は混乱を避けるために令和6年能登半島地震災害復興支援としての曹洞宗義援金に振込先を一本化した。

2、義援金は全て被災地の寺院に配分。檀信徒には、青年会やSVAの活動に対して災害対策費より活動支援金を支出することで支援。

3、柴田宗門護持会長名で寺院、教区、宗務所護持会にも義援金のお願いをしました。曹洞宗義援金の振込用紙は宗報2月号より差し込む。



【提供：石川県宗務所】

「曹洞宗義援金」ご協力のお願い

下記の口座にお送りいただきましたご浄財は、「令和6年度能登半島地震」の被災寺院にお届けします。皆さまには心温まるご浄財をお寄せいただきますよう、ご支援・ご協力をお願い申し上げます。

【曹洞宗義援金 送金先】

口座名義：曹洞宗義援金
郵便振替：00190-2-604062

金融機関（コード）：ゆうちょ銀行（9900）
店名（店番）：〇一九店（019）
預金種別：当座
口座番号：0604062

【お問い合わせ窓口】

曹洞宗宗務庁 総務部福祉課
電話（直通）03-3454-5421
FAX 03-3454-6705
E-mail fukushi@sotozen.jp

【第143回曹洞宗通常宗議会・総長演説抜粋】

宗務総長 服部 秀世



令和6年能登半島地震について

議員各位、宗務庁役職員一同、震災で亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。そして1日も早い復旧、復興をお祈り申し上げる次第であります。

発災を受け、直ちに総務部長に災害対応の陣頭指揮を執るよう指示、1月9日には「災害対策本部」を宗務庁内に設置、石川県宗務所内に「現地対策本部」を立ち上げ、必要な措置や対応について相互に準備を進めている。1月18日、総務部長と担当役職員が能登半島に向かい、被災状況を確認し、現地対策本部長と協議を行った。

被災地域4県の寺院被害について、僧侶・寺族の死亡報告は受けていない。また、福井県内では、建物の躯体に影響が出る被害は発生していない。石川、富山、新潟3県の現時点での宗門寺院の被害状況を申しあげる。

3県の寺院数は1134か寺で、本堂・庫裡「全壊」が15か寺、本堂・庫裡「全焼」が1か寺、本堂・庫裡「半壊」が23か寺、「一部損」が250か寺である。建物被害の報告があった寺院数は289か寺、被害なしは791か寺である。

宗侶・寺族・檀信徒の皆様をつらい心情や大きな喪失感を思うと断腸の思いである。今まさに「人びとの声に心耳を澄まし、社会とともに歩む」のスローガンのもと、宗門として全力で向き合い支援してまいり所存である。

大本山總持寺祖院は、応急危険度判定の結果、建築物が倒れ込む危険があるとの理由で、「危険」判定と報告を受けている。2007年の能登地震後に再建された諸堂のうち、僧堂は崩壊の恐れがあり、法堂、仏殿、山門、紫雲台、待鳳館、東司などの建物に大小の被害が確認された。

地震災害関係の直接的な事務手続は、「災害見舞金申請」と「災害復興対策資金貸付申請」の2つがある。見舞金申請は、損害保険契約上の対応なので、宗門の予算には影響を与えないが、災害復興対策資金貸付申請は、宗門が直接行う資金貸付けなので、次年度予算で、より積み増しを行い予算の拡充を図る提案となっている。特に、石川県の被害が甚大なので、当座の活動資金として「災害対策特別会計救援活動費」より1千万円を送金した。

被災寺院への金銭的支援は「曹洞宗義援金」口座で一本化、国外も曹洞宗国際センター、各国際布教総監部を窓口として、広く義援金の協力要請を行っている。

ボランティア活動は、全曹青が全国からの支援物資の受け入れ窓口となり、発災当初から明確で迅速に情報発信を続けている。そして、SVAと綿密な情報交換や協力体制を構築、活動全体の統括的な調整、支援物資の調整、現地での炊き出しや傾聴活動の調整など、全曹青とSVAが役割分担しつつ、輪島市門前町を拠点として支援活動を継続している。全曹青とSVAに、当座の活動資金として災害対策特別会計から200万円ずつを送金した。

ここ30年でマグニチュード6以上の地震が、ほぼ毎年のように起きており、防災対策の見直しは必須である。宗務所のストックヤード確立と点検、教区・宗務所単位の安否確認と被災状況の集約方法の周知徹底、防災士資格取得の推奨。寺院では、建物の耐震強化や仏具・石塔類の転倒防止対策、境内地の一時避難所活用など、NPOや行政と連携し、対応を講じていく必要がある。

級階査定について

次年度の調査に向けた準備を進めてきたが、今般の震災で被災地域では申告調査が困難なことから、寺院財産申告調査を一旦延期し、改めてスケジュールを再検討することとした。

ソーラービル関係について

総合特別審議会へ諮問し、「ソーラービルにおける中長期的な維持、管理の基本構想」と「ソーラービルを含む、宗教法人「曹洞宗」が所有する不動産の運用」の2つの専門部会が設置され、答申が提出された。

建て替えせずに現状の機能を維持しながら20年間建物利用を継続する場合、修繕費用は約54億円との試算が出ている。仮に、即時に建て替えるとしても、施工までに必要なプロセスを勘案すると、早くとも3～4年を要すると目算されている。またビルはホテルと一体で、建て替える場合、工事期間中はホテルの運営停止か、廃業をしなければならない。

従来の檀信徒会館の経常利益とビルの修繕費用を勘案すると、宗門がホテル事業を継続し、経常利益を計上していくことは非常に厳しいと推考している。したがって、今後10年の計画として、建て替え工事に着工するまでの期間、ホテル事業を経営ノウハウを持つ事業者へ業務委託するか、ビルをホテルとして貸し出し、その対価を一括または継続的に宗門が得る運営方法が妥当と考えている。

立て替えに付随する問題も検討の必要があり、現状、ビルの維持にかかる固定費とビル解体後の宗務庁の機能維持である。

まず、ビルを取り壊さない限り、建物の設備運転費、警備防災費、清掃費などの固定費が生じる。廃業するとホテル業の収入がなくなり、檀信徒会館特別会計と按分していた固定費は一般会計が担うことになる。これらの状況を勘案し、現時点で

の最重要事項は、宗門が意図する目的に適ったホテル事業者を模索することと考える。そして、解体後の宗務庁所在は、1つの場所に集約しての設置が、宗門行政の執行に有効と考える。

さらに、建設資金は、人口減少の傾向を踏まえ、私見だが一般会計からの支出を極力抑えていかなければならないと考える。宗門所有の土地に、他の事業者が定期借地権を設定、その前払い金を充てるなど、さまざまな有効な手段があると思料する。

ホテルの令和5年度4月から9月までの総売上高は、4億3411万4422円、売上原価は、7320万8931円、販売費及び一般管理費は3億4954万61205円で、営業外収益802万4376円を加えた9月末日現在の税引前当期純利益は、1938万3662円となり、今期は上半期から黒字となるまで回復した。

運営企画室の取り組み状況について

各部署に業務内容を整理し一覧化した上で、各業務の計画書を整備するよう要請し、予定の計画書は概ね整備ができた。引き続き、報告書としてまとめるとともに、次年度に向けた業務の計画書を整備したい。今後も将来を見据えた包括的なビジョンを示し、具体的な施策を着実に実行できるよう、部署横断的な取り組みと宗務執行における総合的なマネジメントを求めたい。

寺族年金と僧侶年金制度について

寺院年金制度は、平均寿命が延びていることや「功労金」に改める提言などを踏まえ、「僧侶共済制度」の改定との兼ね合いを考慮しつつ、見直しの検討を進めている。年金給付の財源は宗費であり、年金に充てることは意義があると認識するが、子弟や後継者の減少に鑑み、財源を宗門の子弟養成の支援策に充てることのできないか方途を探っている。

僧侶共済制度は、転職遷化の際の寺族保護を目的として創設されたが、平均寿命が延びていることから、加入年齢の上限や「慰労給付金」の給付額を見直すなど、いくつかの変更案を検討している。

災害見舞金制度について

自然災害頻発に伴う保険料高騰で、宗門の災害見舞金制度は「災害援護拠金」で賄っておらず、宗費に依存しており、状況を改善したい。例えば、災害援護拠金を現行の建築面積に応じた口数ではなく、境内建物の総床面積に応じた口数に拡大するなどである。

見舞金額も、総床面積と比例して細分化した口数に応じて、見舞金が支給できるよう検討している。



太祖瑩山紹瑾禅師700回大遠忌事業について

出版部では『てらスクール』連載の「伝光録に学ぶ瑩山さまの教え」の書籍化を進めており、本年4月に全国寺院に無料で配布できるよう作製中である。

教化部では、瑩山禅師のお示しをさらに敷衍すべく、昨年に引き続き僧侶対象の研修用動画を作成予定である。

伝道部では、教階特別昇等の実施。徳島県満寺に梅花流の歌碑建立を計画している。

教学部では、次年度の現職・寺族研修会を「太祖瑩山紹瑾禅師の御生涯」をテーマに据えている。

総務部では、曹洞宗儀礼規程第15条の規定に基づき、宗門関係功労者に賞典を交付する。

国際課関係について

ハワイ国際布教総監部では、令和5年8月22日の予修法要に併せて、ハワイ国際布教120周年慶讃法要も執り行われ、8月26日には、南アメリカ、ペルー共和国でも、南アメリカ国際布教120周年慶讃法要が修行、併せて現地の日系人墓地で日系移民慰霊法要を修行した。

SDGs推進について

SDGs推進委員会では、4つの活動を行っている。

宗内のジェンダー平等を達成するために、意識調査として宗務庁役職員、曹洞宗青年会等に対するアンケートを行い、報告書作成に向けた集約作業を行っている。

「ソナエルプロジェクト」と称して、供養の際の供物を地域の方々への支援に充てて、より一層寺院と地域との繋がりを目指した取り組みを行っている。

オーガニックコットンで衛生用品を作成するワークショップを開催、世界の衛生

環境の整わない地域に贈る活動を行っている。

「とどけプロジェクト」と称して、国内で使われない着物・法衣・作務衣等を全国寺院から募り、不足している海外寺院に送り、必要に応じて活用してもらう活動をしている。

宗務庁内の事務について

30年の文書の保存年限を新設、無期限の保存文書の条件等を定めるため、「曹洞宗宗務庁文書及び公印規程中一部変更案」を上程。昨年度から、外部企業との協力による、禅と食をテーマにしたイベント開催が増加、開催にあたり、オンライン広告も活用して、曹洞宗の教えに触れたことがない方々に伝える機会となっている。

宗門の食への向き合い方をさらに伝えるべく、先月「命を活かす調理」と題し、7種類の精進料理レシピを『曹洞禅ネット』に公開、今後も、インターネットを活用した広報活動の充実を図ってまいりたい。

宗務及び実務に関する説明書

総務部関係

4年ぶりに宗門護持会管区集會を開催、併せて、両大本山猊下ご親修による大本山總持寺開山太祖瑩山紹瑾禪師700回大遠忌予修法要を全管区で併修した。

教学部関係

私立学校法改正に伴う寄附行為の変更に関し協議を重ねてきた。各学校法人から変更案を受け取り次第、当局の要望を各法人に通知する所存である。今後も健全な学校運営が継続できるよう善処したい。

次年度の寺族通信教育研修会は、引き続き1回は対面、残り2回はオンラインで開催予定。また、宗門関係学校教職員研修会は、参加の教職員の業務量を加味し次年度より隔年開催に改める。寺族中央集會代表者の数、開催方法、報告等について変更案を上程。

曹洞宗研究員や曹洞宗育英会は、人材養成施策の再構築として検討の結果、人材養成の方向性が立った時点で、総研とともに必要な関係規程の廃止や変更を進めてまいりたい。

総研の学術大会初日に「大本山總持寺開山太祖瑩山紹瑾禪師700回大遠忌記念シンポジウム」を開催した。

財政部関係

曹洞宗宗務庁が保有する資産のほとんどは現金預金だが、インフレによって引き起こされる実質的な現金預金の資産的価値の目減りを考慮すると、物価上昇に対する対応策を講じる必要がある。また、国際布教に必要な費用が円安で多額になっていることから、必要な外貨調達も課題である。

次年度は、インフレ・物価上昇への対応策として、一般会計、僧侶共済特別会計、建物共済特別会計に「債券等購入費」を計上した。今年度の一般会計で、国際協力機構債券1億円、均等償還型順デュアル債9000万円を購入している。次年度予算案では各会計で3億円ずつを計上、引き続き公共債を中心に購入を検討している。

本年1月末現在、宗務庁保管の資源台帳で、財産処分等の手続き未了による未

承認財産等を有する寺院は2111か寺で前年比で138か寺が減少した。

教化部関係

今年度の特派布教巡回は、国内では合同教区開催も含め56宗務所、429教場で実施、国外は6月に北アメリカ国際布教総監部管内で9教場、9月には南アメリカ国際布教総監部管内で6教場を実施した。

今年度の布教師検定会は、令和6年1月16日、17日に第2回宗務庁検定会を開催した。特設検定会は、7月27日に仙台市で、11月29日に札幌市で開催した。次年度は、宗務庁検定会を2回、特設検定会は東海管区と東北管区を予定している。

昨年11月、曹洞宗保育連合会創立70周年記念大会を開催、57施設、174名の関係者が参集した。

次年度は、曹洞宗教誨師連合会が結成60周年を迎えることから、本年9月に記念大会を予定している。

ヨーロッパ国際布教総監部は10月8日にフランス共和国プロア市禅道尼苑にて、ハワイ国際布教総監部管内は10月22日にホノルル州オアフ島両大本山ハワイ別院正法寺にて、大本山總持寺開山太祖瑩山紹瑾禪師700回大遠忌予修法要を修行した。

伝道部関係

次年度の梅花流特派講習会は、大遠忌に因み、梅花流詠讃歌を通して瑩山紹瑾禪師のみ教えを中心にしたリーフレットを作成し開催予定である。梅花流指導必携「解説編」の全面改訂を、次年度早々の完成を目指し作業を行っている。

人事部関係

昨年度より実施の「禅と食」は、8月までに『赴粥飯法』を教材として4度開催した。9月以降は、『典座教訓』を教材として開催している。また、大本山永平寺別院長谷寺を会場に、ファッションモデルのSHIHO氏、料理家の杉山絵美氏と共催で、「禅・美・食～五感を研ぎ澄まして食をいただく」という、ヨガ、坐禅、写経、精進料理を味わうイベントを開催した。なお「命を活かす調理」と題し、7種類の精進料理レシピを『曹洞禅ネット』に公開したが、どんな食材でも等しく扱う精進料理の根幹の教えやその精神を伝えたいと考えている。

東京グランドホテルでJ-CAT(株)が運営する「Otonami」を定期的実施している。「Otonami」とは「オトナ」の「たしなみ」を意味する造語で、日本文化体験プログラムにおいて、坐禅・朝粥・写経が体験できるイベントとして、坐禅初心者向けの「初級編」、坐禅経験者向けの「実践編」、夜坐と経行が体験できる「薬石プラン」の3つを開催している。

人権擁護推進本部関係

全6章編成の『基礎テキスト「人権」』は、昨年度末に刊行、宗務所、管区教化センター及び僧堂などに向け、第1次配布を完了。次年度からの僧堂での人権学習や、各種研修会等での本格的な活用に向けて、人権教育啓発相談員を中心に委員会を構成、補助教材作成に向けた準備を行っている。次年度は、全寺院に配布予定。

次年度教区人権学習は、引き続き「人権と災害」をテーマとして実施を要請。



総括質問

有道会代表 松本 宏思

人口減少時代多様性をふまえ 未来へ繋がる持続可能な宗門構築のために 一改善と改革一

質問(1) 出版物、教化資料等のルビ

曹洞宗が発行する出版物、ホームページ、教化資料などに、できる限りルビを付けることを提案したい。

質問(1)の答弁

難解な文字や文章にはルビや訳注を入れ、その他の書籍も新作や改訂の際、専門用語を中心に、極力ルビを付すよう心掛けています。ホームページも仏教用語にルビを付している。一方で、過度なルビは誌面が見づらくなる印象を与えるので留意が必要と思慮する。

質問(2) 性的マイノリティの戒名(位階号)

宗門全体で性的マイノリティの方に寄り添う姿勢を示すことで「曹洞宗寺院に行けば、自分の望む性の位階号で戒名を授かり供養してもらえる」と安心して相談していただけるよう、授戒人の希望する性別の位階号で戒名を授けていくことを宗門として宣言し、宗門内に周知徹底する。またホームページやポスターなどで広報すべきと思慮する。

質問(2)の答弁

宗門として優先すべきことは、何らかの宣言を出すことではなく、寺院を構成する一人ひとりが正しい知識を有して正面から向き合い、状況に応じ適切な判断を行うことができるよう、充実した学習機会を提供することと思慮する。多様性を認めあう社会に変えていくには、自覚をもってたゆまぬ努力を継続することで、特に、信仰の場である寺院はなお一層のことである。

質問(3) 布教教化に関する告諭、及び布教教化方針

「布教教化方針」の内容がわかるのは年度末になることが多く、時期が遅すぎる。そこで布教教化に関する告諭は管長任期の2年に一度とし、次年度の「布教教化方針」の内容は、前年の10月中旬に関係部署に内示できるよう改めていただきたい。

質問(3) 答弁

令和3年度の教化審議会で、同様の内容が諮問され検討されたが、それによる施策や予算編成への影響等を考慮し、変更されなかった。

告諭の公布は、令和4年と5年は『曹洞宗報』3月号に、令和6年には『曹洞宗報』2月号に掲載するなど、前倒ししている。布教教化に関する告諭と布教教化方針は、内局で決定次第、教化センターへ内示している。

質問(4) 梅花流詠讃歌

世界で紛争が絶えないこの時期に、日本で唯一の地上戦の地、沖縄での戦没者慰霊と世界の平和を祈る梅花流詠讃歌の大会を開催しては如何か。また、梅花流詠讃歌の奉詠団参を推奨したい。

質問(4)の答弁

2025年に戦後80年を迎える沖縄県での開催は意義深く、貴重な意見として検討したい。梅花流奉詠団参は近年は減少傾向で、推奨だけでは繋がりづらいと思慮する。告知方法など再検討し、講員増に繋がる施策を模索して参りたい。

質問(5) 色衣被着

2等教師以上で和尚である以上、副住職ではなくても色衣被着を申請でき

るよう曹洞宗服制規程を変更することで、僧侶減少時代に対応してはどうか。

質問(5)の答弁

昨今の世情に鑑みると、2等教師以上の和尚に色衣被着を許可することには一考の余地があるが、行持規範にも色衣被着を指示する記載はなく、黒衣木蘭で不都合となる理由が不明瞭である。

質問(6)立身と大和尚

首座が複数回つとめられるよう検討するため、教学審議会内に専門部会を立ち上げていただきたい。また、併せて大和尚になる方法が他にもあるか検討するべきである。

質問(6)答弁

今次宗議会で、首座選定に苦慮している寺院の一助となるよう、立身未了の情報開示の希望意思表示欄を追加する、僧籍登録証交付申請書の様式変更を上程している。専門部会設置は、この様式変更の経過をみることになるが「首座を複数回」「他の大和尚になる方法」は、有識者と意見を交わす必要があろうかと存ずる。

質問(7)教育規程中一部変更の周知

この変更で学校の在籍者でない者、学校休学中の者が、所定の手続きにより随時特殊安居が可能となった。しかし、この変更が全国寺院に周知されていない。『曹洞宗報』で全国に配布はされているが、少なくとも各宗務所、担当主事には周知徹底するべきではないか。また、「寺院のための手引書」に掲載いただきたい。併せて、『曹洞禅ネット』寺院専用サイトに宗制変更を知らせるページを作るのも効果的と思慮する。

質問(7)の答弁

昨年5月『曹洞禅ネット』寺院専用サイトに宗議会議録専用ページを開設、『曹洞宗宗制』のページには、直近の宗制変更に係る資料を掲載している。また、宗務所向けの宗務システム内に、担当部署が最新の「事務処理の実際」を公開するページを設けるなど、情報発信の強化に注力している。随時の特殊安居は、全専門僧堂、実務担当者会議で全宗務所に通知している。

質問(8)宗門の子弟養成の支援策

具体的にどのような支援策を検討しているのか。

質問(8)の答弁

財政的支援を含め何ができ得るか、関係部署との協議の上改めて申し述べたい。

質問(9)災害見舞金制度

近年の自然災害の頻発により、同制度を存続させるのは厳しい状況にあり、今までと異なる制度構築を検討する段階に入ったと思慮する。

そこで、災害見舞金は少額にとどめるか廃止して、SOTO保険サポート(株)との間に新たな保険を作成しては如何か。

質問(9)の答弁

災害対策会計の歳入は、年3500円の災害援護拠金を各寺院に負担いただき、年6500円を宗費から補助し、1か寺あたり年1万円の災害対策予算を確保している。歳出は1か寺あたり年9500円を保険金として宗門寺院に支払い、その差額、年500円が保険代理店や損害保険会社の手数料となる。あくまで平成19年から現在までの16年の「災害見舞金交付」に係る平均値だが、損害率「95%」の運用実績である。損害保険契約は一般的に損害率65%程度と言われるのでかなり有利な保険商品である。

宗門の災害対策制度は、指摘の「SOTO保険サポート」を代理店として対応している。これほど有利な制度は、何かと審査が厳しい昨今、同様の保険商品を新たに創設し金融庁審査を経て認可を得ることは、事実上、不可能との見解も損害保険会社を通じて承知している。

質問(10)総長直属の「改革本部」設置

宗務庁組織の慣習に影響されない外部人材のみで構成、しがらみ無く改革

案を総長に直接提案進言することを目的とする委員会を設置すべきと考える。「運営企画室」を「改革本部」に移すことも検討いただきたい。

質問(10)の答弁

「運営企画室」は総長直轄の本部として設置される想定で検討されており、私もその思いは持っているので検討したい。また、外部の人材で構成する委員会は、人事審議会の設置が可能である。

質問(11)寺院の廃寺合併等に関する専門部署設置

近い将来、寺院の廃寺合併等は急激に増加すると予想され、宗務庁と宗務所にこの問題に対応する専門部署を設置すべきではないか。時間を要するならば、先行して宗務所に設置できるように、宗務所規程を変更すべきと考える。

質問(11)の答弁

宗務庁の設置は、運営企画室で宗務庁の機構改革と併せて検討してまいりたい。宗務所での設置について、事務員は、各宗務所条例に制約がない限り宗侶以外の任命が可能で、司法書士や行政書士を事務員に任命することも一案かと思料する。

質問(12)宗務庁・宗務所機構改革

僧侶・寺族に関する事務に従事する教化主事の業務内容は布教伝道の実戦に関する事務である。そこで、僧侶・寺族に関する教学関係の主事の設置を提案したい。

質問(12)の答弁

人員確保が困難な宗務所もあり、一律に主事を増やすことは、主事を推薦する宗務所長の負担にもなりかねないので、慎重に検討すべきと思料する。

質問(13)ソーラービルの基本構想

総長演説で「プロセス含めた期間は、長くて5年程度で工事に着手」とあったが、建て替え工事着工までの期間に10年後と言及したのはどのような理由なのか。また、演説中の「収益性を向上する条件を付与する」とあるが、どのような条件を想定しているのか。

業務委託について、ホテル業者と一旦契約すれば、契約期間中に良い条件での建て替えのタイミングが訪れても動きがとれず、好機を逃してしまうことにもなりかねない、危険を感じるのは本員だけなのか。

懸念のある工事着手10年後ではなく、着手可能な5年後を目標にすることが経費削減とリスク回避に繋がると確信し、提言したい。

そして、速やかに委員会を立ち上げ、基本計画の策定、建物図面の設計、建物規模を見極め、その工事費用を算定、資金計画の構築の策定に着手すべきである。

質問(13)の答弁

10年とは建て替えを前提とした期間である。収益性を向上する条件について、ビルは大通りに面しており収益性の高い立地にある。したがって収益性を向上する条件とは、ビル1棟を貸し出すということである。

次に、リスクは指摘の通りではある。しかし、現時点で宗門が単独で直ちに建て替えを行うことはできない現状で、ホテルの固定費、従業員の雇用を考慮すると、ホテル運営を停止、廃業もできない状況である。また、ビルの老朽化に対する修繕費用を考えると、今後宗門が収益事業としてホテル事業を継続し、利益を計上していくことは困難と推考するので、ホテル事業を運営している事業者を選定することが今できる選択であると思慮する。

どのような運用方法にしる、工事請負業者等との協議により最終決定することになるが、その時の状況を考慮して、関係各位と合意形成をとりながら、時の内局が判断できるよう、進むべき基本方針をさらに強固にしていかなければならない。

通告質問 有道会議員 (要旨)



片岡 修一

梅花流師範養成所と研修員研修会の制度改革

コロナ禍で、対面講習からオンラインに切り替えて実施された。この方式は自坊を空けて宗務庁に行く時間的余裕がない方が講習できる利点を生んだ。一方、従来の対面式の利点も継承するべきで、今後の研修会のあり方として、オンラインと対面の両輪式の学習形態がふさわしいと思料する。

今後、梅花流師範養成所はどのような形態で再開するのか、それに代わる養成機関を検討しているのか。また研修員研修会について、現在、研修の過程でどう位置付けられ今後どのような形態にするの

か、当局の答弁をお聞きしたい。

答弁：伝道部長

新たな指導者養成の形態は、審議会に作業部会を設置、オンラインによる学習システムの構築を次年度より行う計画である。しかし、面授による育成も大切で、既成の指導方法も再検討し今後の施策に反映してまいりたい。

次に梅花流師範養成所の展望は、審議会に諮りながら指導者の更なる資質向上を図るための研修機関として、特派師範を養成する機関に位置づけたい。



横山 泰賢

曹洞宗手帳の休止

段階的な廃止、例えば、「まず無料配布を住職と副住職に限定し、段階を経て廃止」「曹洞宗手帳を販売」などの方途は考えられないか。また、中陰表や年齢早見表などを提供する可能性をお示しいただきたい。

答弁：出版部長

当面は住職、副住職に限定配布、段階を経て廃止する点は、手帳を利用するのか否かは個々のニーズで異なる。今回、アンケートを取りニーズの総数が減少していたので休止とした。販売は、ある程度必要な冊数がまとまらないと在庫管理と送付手続の経費もあり、収益事業として頒布価格へのコストアップにつながる。

アンケート結果の中でも比較的需要のある、中陰早見表と年齢早見表は、現在、ホームページ上で代替措置を提供できるよう、開発を進めている。



神野 哲州

旧統一教会に対する宗門の対応

宗門は読売新聞より10月5日に質問を受け11日に回答、31日の紙面に「反対あるいは慎重を期すべきだ。解散では信者の宗教行為を止められず、所轄庁の管理からも逃れてしまう」と掲載、宗門は解散命令請求には反対の立場とした。宗門は主張の半分しか取り上げられていないとして、ホームページ、『曹洞宗報』1月号に改めて宗門の見解を掲載した。

文科省が旧統一教会に対して解散命令請求を提出したのは10月13日で、宗門が回答した時点では解散命令請求は発表されていない。『曹洞宗報』に掲載された宗門の回答は再考すべきと思慮するが、如何か。

次に、この回答はどのような協議を経て作成されたのか。総研や専門家の意見、全国霊感商法対策弁護士連絡会から現況を確認したのか伺いたい。

答弁：人事部長

宗門では令和5年1月12日に宗務総長談話を発し、旧統一教会が行っている強引な献金や勧誘などについて「決して認められるべきではない」との立場を明確にしている。読売新聞以外にも、旧統一教会に係る取材依頼があり、広報規程第9条で委嘱している大学教授や総研を含めた有識者による広報委員の協力のもと、回答文を作成してきた。

『曹洞宗報』の記事を見れば分かる通り、被害者救済を願うという一貫した立場を取っている。読売新聞には、それが担保されていない状況での解散命令は性急と判断して回答したのであり、旧統一教会の活動を容認していない。



河村 康秀

宗教法人「曹洞宗」が納める消費税調整額

賦課金が義財など対価性のない「特定収入」の場合、これにより賄われる消費税額を仕入控除額から控除する調整が必要である。法人収入のうち「特定収入」が大部分を占める宗教法人「曹洞宗」は、一般的な営利法人と異なり、消費税が発生する支出があっても大部分が控除されず、法人全体で納める消費税調整額が高額になってしまう。これに対する有効な手立てを検討しているのか。

答弁：財政部長

非営利法人の宗教法人が収益事業を行うことで、収益事業の規模によって納付額の増減はあるが税法上必ずついて回る問題である。消費税の特例負担分について、収益会計の経費として処理する方法等の方途はあるかと存するので、新たな按分率を検討したい。



武内 宏道

今後の僧侶共済・寺院年金・災害援護

現在検討中の方向性について、可能であれば数値を添えてお聞きしたい。

答弁：総務部長

僧侶共済制度について、主に2つの制度改定を検討している。1つは、加入年齢の、つまり現在の「75歳6か月」を、「85歳」への引き上げ、もう1つは、「慰労給付金」について、現制度では加入年数35年で給付額の割増しが打ち止めになるが、これを撤廃、申しあげた最大加入年数の85歳となるまで毎年、給付額が割増しとなるよう充実させることを検討している。

なお、団体給付金は180万円から200万円の給付に、特別弔慰金は25万円から30万円の給付に、改める検討を進めている。また、掛金は、年25,000円から1,000円程度の引き下げで検討している。

寺院年金制度について、掛金なしで給付する僧侶年金、寺族年金があり、僧侶共済改定との兼ね合いを考慮して検討している。慰労給付金の充実を図ることで原資を宗費に100%依存する僧侶年金制度を廃止することも、検討の選択肢に入れている。

昨今の自然災害頻発に伴う保険料高騰で、災害援護制度は災害援護拠金で賄っておらず、宗門一般会計を圧迫しており、災害援護拠金を、単純計算で5倍に引き上げる必要がある。そうすると、現行の建物共済制度の建築面積に基づく3口制度のままでは過重な負担となるので、現在、一案として、宗費負担の基準である寺院財産申告に基づく境内建物の、延べ床面積に基づく3口制度を改める検討を進めている。つまり、これまでの災害見舞金は、境内建物の1階の面積のみ考慮していたが、すべての床面積を加味するものである。床面積が小さい寺院は3倍程度に抑えて、最大の面積区分の寺院は8倍程度の負担で組み立てられないか、最終的な詰めを行っている。



太田 広康

運営企画室

今後第2段階として取り組む組織機構改革をどのように進めていくのか。

答弁：人事部長

人事部所管の人事審議会で有識者との協議を踏まえ、人口減少、多様性の時代に即応した組織改革を進めてまいりたい。

首座不足解消のためのマッチングシステム

運営企画室が作成した「若手僧侶に関する動向調査報告」では得度者人数がこの20年間で半減しており、今後更に首座不足等の影響がでる事は必然である。そこで、地区に精通している宗務所にマッチングをするシステムを構築、首座の紹介を任せては如何か。当局では首座を探している地方寺院に対してどのような対策を考えているのか。

答弁：教学部長

僧籍登録証交付申請書様式変更が承認された場合、「曹洞禅ネット」の申請書類ダウンロードサービスを利用する必要がある。よって、首座を探すことが困難な寺院からの問い合わせがあった場合、立身未了であることの情報開示を可とする僧侶の情報開示は、変更後の申請書で僧籍登録された方が対象となる。

今後は、既に僧籍がある方の中で、情報開示を希望される方も存在すると推察するので、宗務所には管内の当該僧侶の情報収集を依頼することになる。

これと同時に、宗務所内の担当者と宗務システムの要件を整理し、各宗務所管内僧侶に限るが、該当の情報を宗務システムで閲覧できるように構築を目指している。宗務所管内で、立身未了で情報開示の僧侶情報が顕在化すれば、首座探しに困難な結制寺院にも簡易に情報を提供する事が可能となる。

なお、教学部学事課で首座をさがす問い合わせはここ5年で2件あったが、宗務所に相談するよう答え、無事に法幢を立てられたと確認している。

Table of staff members including roles like 会長, 幹事, 庶務, etc., and names like 浅川, 来馬, 戸田, etc.

有道会役員

常任・特別委員会

(議長) 浅川 信隆
(副議長) 五十嵐靖雄

■運営委員会

(長) 圓通 良樹 (主) 服部 直哉
(主) 藤間 良信 佐藤 清廉

■決算委員会

成田 隆真 小島 泰道
岩井 秀弘 神野 哲州
(長) 田中 清元 小林 孝道
(主) 清泉 文英 (主) 来馬 宗憲
(主) 高橋 英悟 (主) 川村 能人

■第一予算委員会

石川 順之 中村 見自
横井 真之 (主) 片山 昌佳
喜美部 謙史 (主) 荒井 裕明
平井 正道 石附 正賢

■第二予算委員会

橋本 壽幸 村松 延行
(長) 岡 芳雄 高橋 英寛
(主) 伊藤 弘隆 (主) 結城 俊道
(主) 山本 健善 (主) 吉村 明仁

■請願委員会

立身 一徳 小島 宗彦
平岩 浩文 國安 大智
三吉 由之 (主) 鈴木 祐孝
(主) 森 元亨 太田 広康
(長) 奥村 孝善

■懲罰委員会

(主) 松本 宏思 大坂 恵司
(長) 松浦 徹應 (主) 福田 光昭
横山 泰賢

■第一特別委員会

(長) 阿部 光裕 須田 孝英
川村 能人 (主) 嶽盛 和三
(主) 河村 康秀

■第二特別委員会

藏山 大顕 (主) 金岡 潔宗
(主) 乙川 良介 片岡 修一
(長) 坂本 泰俊
(敬称略 太字は有道会)
(長) は委員長 (主) は主査

宗制の主な変更

曹洞宗規程及び細則制定

大本山總持寺開山太祖瑩山紹瑾禪師 700 回大遠忌記念教階特別昇等の実施に関する細則 (伝道部)

梅花講の発展に功績、功労があり他の範となる講員に対し、大本山總持寺開山太祖瑩山紹瑾禪師 700 回大遠忌の修行を記念して教階の特別昇等を行うために制定

曹洞宗宗制様式新設

自然災害による宗費減免(分納・延納)申請書及び教階特別昇等補任・補命申請の為 (財政部・伝道部)

曹洞宗規程中一部変更

曹洞宗僧侶教師分限規程 (教学部)

僧籍の除籍の理由が立身未了、伝法未了である場合の年限を「20年」で統一するため号を削除

曹洞宗教育規程 (教学部)

現職研修会 (これに連動する尼僧研修会を含む) および徒弟研修会それぞれに係わる研修要綱や教育方針等についての協議の場を新たに設けるため、条を新設

曹洞宗寺族規程 (教学部)

・負担軽減を図るため、中央集会に出席する代表者員数を1人に減らす
・寺族研修会に係わる教科過程等について協議の場を新たに設けるため、条を新設

曹洞宗財務規程 (財政部)

・災害の規模に応じて臨機に被災地寺院を支援するため、参事会における予算の取り扱いについて、字句を整理
・災害等に配慮して宗費告知を遅らせる措置を定め、かつ、その最大限度を明示するため項を新設
・激甚災害に関して、災害復興対策資金貸付規定の貸付限度額の増額特例と同じ適用条件の特例を講ずるため、条を新設

曹洞宗梅花講規程 (伝道部)

宗制中の整合並びに国外の寺院梅花講に係わる条文整備のため、字句を整理

曹洞宗宗務庁文章及び公印規程 (人事部)

「10年」以上を一律で「永久」とするのではなく、この条は、有期での保存文書の管理を定めるものとし、各種事務が適正かつ効率的に運営されるよう「30年」の年限を新たに設けるべく、字句を整理

※詳しくは曹洞宗報5月号をご参照ください

会議と日程

[第1日目] 2月19日

委員会付託
特別委員会設置 (別掲)
各委員会審議
通告質問
[第3日目] 2月21日
通告質問、各委員会審議
[第4日目] 2月22日
通告質問、各委員会審議
[第5日目] 2月23日
各委員長報告
各種案件可決承認
請願委員長報告
各種委員会審議会等議長指名
懲罰委員長報告、閉会

[第2日目] 2月20日

成立に関する集會
管長就任式
開会式、開會
常任委員選挙 (別掲)
宗務総長演説
議案上程、所管部長説明
宗務監査委員長報告
議案研究
総括質問
總持寺系…福田光昭議員
永平寺系…松本宏思議員
(別掲)

第38回有道会大会予定

令和6年11月26日~27日

広報部会

武山 正廣 小島 宗彦
武内 宏道 太田 広康
片岡 修一 横山 泰賢

有道会ホームページアドレス

https://www.yudokai.net/

第37回有道会大会「大会冊子」販売中



1部100円で追加ご購入いただけます。
お問合せは有道会事務局まで

有道会事務局

〒105-0014 東京都港区芝2-5-20
田中ビル2階
TEL 03-3454-5475
FAX 03-3454-5477



SOTO保険サポート株式会社

豊富な経験と実績でお客さまを全力でサポートいたします!!

損害保険も生命保険もお任せください!!

火災保険

自動車保険

傷害保険

賠償責任
保険

サイバー
セキュリティ
保険

生命保険

退職金準備

etc...

《取扱保険会社》

損害保険ジャパン(株)・三井住友海上火災保険(株)・AIG損害保険(株)
東京海上日動火災保険(株)・あいおいニッセイ同和損害保険(株)
SOMPOひまわり生命保険(株)・三井住友海上あいおい生命保険(株)

〒105-8544

東京都港区芝2-5-2 曹洞宗宗務庁第1分館3F

電話:03-3454-3547 FAX:03-3454-3575

MAIL:soto-hoken@soto-support.jp

※社名が変わりました。(旧:芝園不動産管理株式会社)

令和6年度予算決定

級階賦課金 1点146円（令和5年度と同額）

●令和6年度 曹洞宗一般会計歳入歳出 予算

歳入予算額	50億4167万円
歳出予算額	50億4167万円
(前年度歳入歳出49億4983万1000円。歳入歳出共に9183万9000円の増額)	
(内訳)	
歳出経常部予算額	50億967万円
(前年度48億2358万1000円より1億8608万9000円の増額)	
歳出臨時部予算額	3200万円
(前年度1億2625万円より9425万円の減額)	

○一般会計 歳入 予算額 50億4167万円 (内訳)

1 款—賦課金	41億1997万5000円
2 款—義財金	2億3653万5000円
3 款—手数料	1904万5000円
4 款—雑収入	6611万4000円
5 款—準備資金受入金	6億円
6 款—借入金	1000円
款—社会事業振興資金貸付等特別会計受入金 (廃止)	0円

○一般会計 歳出経常部 予算額 50億967万円 (内訳)

1 款—両大本山費	4800万円
2 款—宗務管理費	18億3113万7000円
3 款—宗費完納奨励金	6億2054万9000円
4 款—分担金	1573万5000円
5 款—会議費	5337万3000円
6 款—企画費	3567万3000円
7 款—人権擁護推進本部費	3831万円
8 款—検定会費	698万9000円
9 款—布教教化費	3億5108万8000円
10 款—補助費	1億2261万4000円
11 款—教育費	2億732万5000円
12 款—指導養成費	5224万5000円
13 款—交付品費	1095万5000円
14 款—伝道教化資料費	1296万円

15 款—出版費	9724万6000円
16 款—調査費	1135万円
17 款—選挙費	100万円
18 款—指導相談費	209万7000円
19 款—年金	1億6389万円
20 款—宗議会費	6470万7000円
21 款—審事院費	1242万円
22 款—特別会計繰入金	6億2000万7000円
23 款—債券等購入費	3億円
24 款—準備資金清算金	3億円
25 款—予備費	3000万円

○一般会計 歳出臨時部 予算額 3200万円 (内訳)

1 款—大本山總持寺開山太祖瑩山紹瑾禪師 700 回大遠忌法定聚会旅費	1650万円
2 款—大本山總持寺開山太祖瑩山紹瑾禪師 700 回大遠忌賞典事務費	400万円
3 款—大本山總持寺開山太祖瑩山紹瑾禪師 700 回大遠忌記念誌作製費	500万円
4 款—大本山總持寺開山太祖瑩山紹瑾禪師 700 回大遠忌記念事業歌碑 建立費	300万円
5 款—SDGs 推進事業費	350万円

○特別会計 歳入歳出予算

僧侶共済	40億5156万円
寺院建物共済	42億2067万1000円
育英資金	6億153万3000円
宗門護持会	9306万4000円
所有建物償却引当積立金及び不動産取得基金	29億8175万4000円
修証義公布百周年記念育英基金	11億7790万3000円
災害対策	9億912万4000円
図書印刷物等刊行	8億8420万1000円
檀信徒会館	15億933万7000円

